

1. 会合名	会員における引受けのあり方に関する検討会（第49回）
2. 日時	平成24年4月26日（木）16:30～17:50
3. 議案	<p>1. 配分に関する規則等の検討</p> <p>（1）配分先情報提供</p> <p>（2）その他</p> <p>2. その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 配分に関する規則の検討</p> <p>事務局より、前回会合における議論とその後検討した規則改正案を取りまとめた資料に基づき説明が行われ、大要以下の通り意見交換がなされた。</p> <p>【主な意見】</p> <p>（1）配分先情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引受会員が個人以外すべての投資家属性の配分先情報を主幹事に提供すると なると、これまでのトランスペアレンシーの実務で行われていなかった、新たな 情報の提供が行われることとなり、引受会員に過大な事務負担を課すことにな るのではないか。また、同一の法人が複数の支店に口座を開設しているケー スや、同一名称の別法人が存在するケースもあり、証券会社によってはシステ ム対応に時間が掛かると考えられる。 ・ 顧客の名称やその投資動向は各社の営業資産であり、トランスペアレンシー 対象の投資家はまだしも、その他一般の事業法人に関する情報を同業他社に渡 すことには相当な抵抗感がある。また、現行のトランスペアレンシーの実務で も名寄せは大変な作業であるが、一般事業会社まで報告対象に含まれるとな ると、大がかりなシステム対応が必要になり、そのコストを考えると、現実的 ではないと思わざるを得ない。 ・ 投資家の目線で考えれば、取引証券会社以外の証券会社に自己の情報が渡っ てしまうのであれば、オフリングへの参加をやめてしまうということも考え られる。そうすると本末転倒である。 ・ 目論見書が作成されない売出しについて、配分規則に対しても「趣旨を尊重 して適切な措置をとること」とされた場合、どこまで趣旨を尊重すればよいの か。配分先の情報提供に関しても、趣旨を尊重しなければならないのか。 → 原則として配分規則のすべての規定について趣旨を尊重していただくこと となる。 <p>（2）その他（親引け関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親引けにより取得した株式等のロックアップの期間については、「6か月」 ではなく実務に合わせて「180日」としてはどうか。

・ 公募において親引けを行う場合にはロックアップ規制をかけるのに対し、親引けの一般的な手法として用いられる並行第三者割当に同様の規制をかけないことにはどういった意図があるのか。

→ 並行第三者割当を含め、第三者割当全般には取引所のルールにより、2年以内に譲渡した場合に報告を求める義務がかかっており、そこに協会ルールでロックアップをかけることによって二段階の規制になってしまうことを懸念したものである。

→ 規制のバランスを考えれば、並行第三者割当の場合にもロックアップをかけるべきであると考え。

・ 親引けにより取得した株式等のロックアップについては、通常の公募増資等の案件のロックアップで認められているようなウェーバー条項は認められるのか。

→ 通常の実務で認められている範囲で、ロックアップの実効性を損なわないものであれば認められるのではないかと考える。

・ 目論見書が作成されない売出しについても、親引けルールの趣旨を尊重して開示等を要請する必要があるのか。

→ 従来の親引けは、公募増資に際して持株比率を維持することを目的として行われることが多く、売出しの場合は既存の大株主の持株比率は低下せず、生命保険会社の株式会社化等の特殊な案件でしか親引けが行われてこなかったため、現行の規則は目論見書が作成されない売出しでの親引けを想定していないのではないかと考える。目論見書が作成されない売出しについては、主に引受審査の場面を意識して、規則の趣旨を尊重することを求めるものであると認識している。

2. その他

前回会合で事務局より説明された、引受審査における発行会社からの受領資料に係る引受規則の改正について、以下の通り質疑がなされた。

【主な意見】

・ 今回の引受規則の改正により、引受審査の際に、引受会員がネット等で入手可能な資料については、発行会社から直接受領することが規則上の義務から外されると理解しているが、継続開示を行っていない会社等の場合、必要な資料は「その他引受会員が必要と認める資料」の規定によって発行会社から受領することとなるのか。

→ ご理解のとおりである。

・ 「発行者によって公開された資料を確認」とあるが、「公開」の定義が明確でない。原案では、ホームページやIR資料等、従来は引受審査対象としてい

	<p>ない事項までも審査対象と捉えることもできる。従来の範囲では審査不足となり規則違反とされることはないか。文言修正は必要ないか。</p> <p>→ 今回の改正はあくまでも「引受会員が他の方法で入手可能な資料は、わざわざ発行会社から直接受領しなくともよい」というものであり、引受会員が審査の対象とする資料の範囲を変更するものではない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	<p>自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）</p>